

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立浅川中学校
校長名 市 場 陽 一 郎 公印

令和4年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましい体を主体的・創造的に育む。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性の涵養について、バランスのよい育成を重点にすることで、自己実現及び社会の発展のために発揮できる生徒を育成する。

- ◎ 自ら学び考え行動する生徒
 - 豊かな心を持ち、思いやりのある生徒
 - 心身ともに健康で、たくましく生きる生徒
- なお、◎は、本年度の重点とする。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「自ら学び考え行動する生徒」を育てるために、確かな学力の育成を図る。

- ① 個に応じた指導の実現に向けて、指導と評価の一体化を促進し、生徒一人一人に基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させ、思考力判断力表現力等や自ら学びの進め方を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- ② 教員の授業力を向上させるために、校内研究・研修を行い、指導法の研究や生徒の基礎学力の定着に向けた取組を行っていく。
- ③ 家庭との連携を図りながら、学習の基盤をつくる活動を充実させ、生徒の主体的に学習に取り組む態度を養う。

イ 「豊かな心を持ち、思いやりのある生徒」を育成するために、生徒の発達段階に応じた課題を踏まえ、多様な能力・適正、興味・関心、性格等に応じ、発達を支援していく。

- ① 人権尊重の精神に基づき、いじめなどの偏見や差別を解消する指導体制を充実させ、生徒一人一人の個性を大切にする生活指導を徹底する。また、他者と共生しながら自己実現を図れる学級経営を推進する。
- ② 生徒の不安など、心の悩みの解決や不登校生徒への支援に向けて、生徒理解に基づいた対話的生活指導の充実を図る。そのために、教育相談体制を一層強化する。
- ③ 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動する自立した人間を育成するため、道徳教育を充実させる。

ウ 「心身ともに健康で、たくましく生きる生徒」を育てるために、体育・食育を推進する。

- ① 生徒が健康で安全な生活を送るため、体力向上全体計画を推進するとともに、安全教育の一層の充実を図る。
- ② 食に関する健康教育を充実させるため、全体計画及び年間指導計画に基づき、意図的・計画的に実施する。

エ 小中一貫教育を推進し、9年間を通して「自ら学び、話し合い、実践できる」児童・生徒を育てるために、学習面及び生活面等の指導の円滑な接続を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科(特別の教科 道徳を含む)

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、発表会やプレゼンテーション等を取り入れたグループでの学習活動を通して言語活動を充実させる。
- ② GIGA スクール構想の下、一人一台の学習用端末を活用し個に応じた指導方法を工夫する。同時に学習用端末を活用した「学び合う授業づくり」に取り組み、学習意欲の向上、学力の向上を目指す。
- ③ 体育科や体育的行事・体力向上委員会が中心となり、生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を基に、投げる力や柔軟性、跳躍力の強化を体育の授業や部活動、体育的行事で取り組み、体力の向上を図る。
- ④ 道徳の授業を通して、自分の意志で決定することを自覚しながら、物事に対して考え、判断し、その行為に対して責任をもつことができる生徒の育成を目指す。

イ 総合的な学習の時間

- ① 日本遺産高尾山を中心とした郷土学習を、教科を横断して行い、探究し、発信し、受け継ぐ活動をSDGsやキャリア教育と関連付けて行う。
- ② 学校林にかかわる体験的・問題解決的な学習を実施する時間として、学校林や初沢川を活用し、外部人材が関わり、異校種等と連携した独自の環境教育を組織的・計画的・継続的に実施する。小中学校の環境教育を円滑に実施するため、学校林「栗山」での体験的学習において浅川小学校と連携し、9年間で一貫した指導を行う。
- ③ 各教科で身に付けた知識・技能等を相互に関連付けて探究する「教科統合学習」において、諸外国の生活や文化などの調べ学習や外国人へのインタビューなどにより、環境問題等、現代的な諸課題についての学習を学ばせる。
- ④ 生徒の表現に関する技能を高めるため、自ら課題を設定し、計画を立て、調べた内容を整理し、発表する場面を意図的・計画的に設定し、言語活動の充実を図る。
- ⑤ 「はちおうじの食育(実行編)」を参考に食育の全体計画及び年間指導計画を作成し、外部人材を活用した学習や学校林の植物食べる体験、シイタケを栽培し食べる体験等、本校の教育財産を有効に活用して食育を推進する。

ウ 特別活動

- ① 「学び合う学級づくり」を通し、いじめや暴力、偏見など、学校や学級の諸問題について自主的に話し合い問題解決できるよう集団作りを行う。
- ② 生徒会活動や学級の係活動等で望ましい人間関係を形成し、生徒が集団の一員としての自己有用感をもてるように指導をする。
- ③ あいさつ運動やノーチャイムの取組、学校運営協議会、青少年対策浅川地区委員会との関わり等を通して、生徒会活動を活性化し、生徒の自主性を高め、自治力を向上する。
- ④ はちおうじっ子キャリア・パスポートを活用し、第一学年は職業調べ、第二学年は職場体験、第三学年は進路決定に向けた学習を行う。

(2) 道徳教育

ア 道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉を基にして、学校の全教育活動を通し計画的に実践する。「考える道徳」「議論する道徳」の充実を図り、各教科等で行う学習や旅行・集団宿泊的行事やボランティア体験活動、日本遺産高尾山学習、学校林での体験活動との関連において、生徒の道徳的心情や実践力の補充、深化を図る。
- ② 生徒が安心して生活できる学級づくりを目指し、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識が持てるよう、年間指導計画に従い主たる教材である教科書及び、東京都道徳教育教材集「心みつめて」の意図的・計画的な活用や外部人材の活用、家庭や地域への啓発活動で心の教育の一層の充実を図る。
- ③ 全教員がローテーション方式で授業を行う。そして、道徳科の評価を通して、生徒の成長を認め、励ます。

(3) 特色ある教育活動

ア 小中一貫教育

- ① 9年間を通して「自ら学び、話し合い、実践できる」児童・生徒を育てるために、中学校での体験授業、部活動体験、中学校音楽祭りハーサルの小学生見学、生徒会参加の小中合同あいさつ運動を連携して実施する。
- ② 小中合同の授業研究と研修会を行い、9年間を見通した指導体制を確立する。また、中学校での体験授業等を実施し、学習面及び生活面における中一ギャップへの対応と教科指導に関する連携を図る。

イ 学力向上の取組

- ① 習得目標問題の確実な定着に向け、八王子市学力定着度調査や学習アプリケーション等活用し、全ての生徒が習得目標問題を解けるよう取り組む。
- ② 学習用端末を活用し、学校と家庭が連携して、家庭学習の充実による自学自習の態度を育む。
- ③ 学び合う授業により学習意欲を高め、より深い学びにつなげ、学力の向上を目指す。

ウ その他

- ① 学校公開や体育祭、保護者会等のオンライン配信を行う。
- ② ICT活用のための校内研修を行う。教科部会等での研修、研究授業を行う。
- ③ GIGAスクール構想推進、非常事態での学習保障に向けて、様々な場面での学習用端末、オンライン活用を意図的に行う。

(4) 生活指導・キャリア教育

ア 生活指導

- ① 毎週1時間確保のいじめ対応のための時間に「いじめ対策・特別支援校内委員会」を設け、生徒の些細な変化を学校全体で共有し、対応していく。
- ② いじめを許さないまち八王子条例の趣旨を踏まえた学校いじめ防止基本方針の下、「いじめ撲滅キャンペーン」「いじめ撲滅宣言」の取組を継続し、校内いじめ対策委員会を中心にいじめの未然防止、早期発見・早期解決に努める。
- ③ 支援が必要な生徒には特別支援校内委員会とスクールカウンセラーやサポートチームが組織的で迅速な対応が図れるようにする。不登校についても、隔週で校内委員会を開き、個別対応を協議する。加えて、個々の生徒へ指導をよりきめ細かく組織的にできるよう、個票システムによる情報の共有化を一層進める。
- ④ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に関わる講演会を企画し、1学期中に実施する。赤ちゃんふれあい事業を通して「生と死の教育」を推進する。
- ⑤ 情報機器を媒体とした犯罪の被害者や加害者にならないため、生徒が主体的に策定した「SNS浅川中ルール」を軸に、学校では、各教科やセーフティ教室で、家庭では「SNS家庭ルール」づくりで情報モラル教育の充実を図る。

イ キャリア教育

- ① 自信と希望をもって社会に関わっていくことができる生徒を育成するため、はちおうじっ子キャリア・パスポートを作成し、継続して効果的活用を図る。また、小学校と連携し、発達段階に応じた9年間の継続した「自分のよさ探しの学習」「生き方学習」を創意工夫し実施する。

(5) 特別支援教育

ア 特別支援教室の導入に伴い、ガイドラインに沿って教室の運営をする。拠点校として7校の巡回校に巡回指導教員を派遣し、他校通級における課題を解消できるよう、指導内容、指導体制、指導環境を整えていく。

イ 生徒のノーマライゼーションへの理解を深めるため、本市第四次特別支援教育推進計画に基づき、組織的・計画的に推進する。特別支援校内委員会を隔週で開催し、情報や指導方針の共有化を行うとともに、在籍学級担任、特別支援教室コーディネーターを中心に、教職員、家庭や地域及び連携機関との連携を図りながら、学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、学校全体で指導支援を充実させる。

第2の4表の1

学校名 八王子市立浅川中学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	19	23	15	3	21	21	21	17	16	20	17	210
2	18	19	23	15	3	21	21	21	17	16	20	17	211
3	18	19	23	15	3	21	21	21	17	16	20	14	208
備 備	4月…4月6日入学式のため、第1学年授業日数1日減 3月…3月18日卒業式のため、第3学年授業日数3日減 土曜授業…5月14日、6月18日、7月16日、9月17日、10月8日、11月12日、2月11日												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国語	140	140	103 (2)	
	社会	105	105	140	
	数学	140	105	140	
	理科	105	140	140	
	音楽	45	35	35	
	美術	45	35	35	
	保健体育	105	105	105	
	技術・家庭	70	70	35	
	外国語（英語）	140	140	140	
	小計	895	875	875	
特別の教科 道徳		35	35	35	
総合的な学習の時間		50	69 (1)	54 (16)	
特別活動(学級活動)		35	35	35	
総 計		1015	1015 (1)	1015 (18)	

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	5
学校行事	30	38.1	36.2
学級・学年の裁量の時間	2.7	2.7	2.7

イ 1 単位時間

授業の1 単位時間は、50 分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

総合的な学習の時間

第2 学年…郷土学習 1 時間

第3 学年…郷土学習 10 時間、進路学習 6 時間

国語

第3 学年…東京都中学校書き初め紙上展 2 時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

朝読書の時間を毎朝 10 分間実施する。

カ その他

保健体育科の武道については、全学年柔道を8 時間ずつ実施する。